

日本司法書士会連合会編

『民法改正 ここだけ押さえよう!』

【評者】法政大学教授 杉本和士



債権法改正作業の最中であった2011年、評者が金山直樹教授（慶應大学）ご担当のフランス文献講読講義を聴講させていただき、翻訳を担当した文章に次の一節がある。すなわち、フランス革命前18世紀にも民法典編纂が試みられたが、様々な抵抗勢力が存在したという文脈で、「生涯を通じ、やっとの思いで修得し実践してきた事柄を台無しにするようなあらゆる変化に対しては、その有用性につき法律家には迷信的な疑り深さが存在していた」、と（1804年3月19日立法院での起草者ポルタリスによる民法典起草理由説明。該当箇所は拙訳だが、金山教授及び参加者全員による検討に基づく）。法律実務家にとって、特に基本法たる民法の全面改正は好ましいものではなく、現状維持の方が望まれるというのは、どこの国でも、いつの時代でも異ならないのかもしれない。

とはいえ、遂に民法（債権法）を改正する『民法の一部を改正する法律』が2017年に成立し、2020年からの施行が予定されている。日頃、民法に関与する実務家にとって、改正法への対応は、もはや待ったなしの状況にある。改正関連書籍も相次いで出版され、詳細かつ本格的な解説書につき、1冊のみならず複数冊を手にとった熱心な実務家の方も多しことだろう。ただ、日々の多忙な職務の合間に、いざ本格的かつ詳細な解説書にチャレンジしようとしても、正直億劫だという方も少なからず。そのような本格的な解説書と比べ、本書はわずか100頁足らずの分量ながら、今般の改正法の全体像を、的確な図解を交えつつ、手際よく紹介

してくれる。肝心の主要な改正点については、29項目に整理され、それぞれQ&A方式で見開き2頁によりコンパクトに解説されている。まさに「ここだけ押さえ」れば、改正法に対する漠然とした「恐怖感」はなくなるはずだ。全体像さえ把握すれば、今般の改正法は、実は債権法を抜本的に刷新するものではなく（その当否に賛否両論はあろう）、例外はあるものの、「国民一般に分かりやすいものとする」という方針のもと、従来、条文上は明らかではなく、判例の解釈に基づき運用されてきたルールの明文化を図ったものが大半であると気付くであろう。

さらに、本書では、法律家ではない一般市民にも理解しやすく、改正点のみならず、民法に関する基礎知識から説き起こし、分かりやすく解説されている。まさに民法を、法律専門家だけでなく、国民一般に分かりやすい法律としよう（『市民の法』たらしめん!）という改正理念に沿う。本書は、法律家でない一般の方々から従来とつきにくいとして避けてきた民法にアクセスするための橋渡しとしての役割をも果たしてくれる。

民法改正は、今回で終わりではない。直近では、相続法の改正が控えている（本書90～91頁）。また、債権法についても、今般の改正作業で検討対象とされながら、将来に積み残された課題も少なくない（本書82～83頁）。そこで、これからの新しい民法を学び始める最初の1冊として、本書の一読を薦める。

（中央経済社、A5判・104頁、定価1,188円（税込））